2　農林中央金庫が先進的計測手法を採用した場合は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

一　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　九十パーセント

二　先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間　八十パーセント

3　前二項の規定にかかわらず、農林中央金庫が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

第二十四条第四項中「（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」を「の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」に、「内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法）」を「計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法」に改め、「日の直前に用いていた手法」の下に「とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法」を加え、「当該直前に用いていた手法により」を「当該計算方法により」に改め、同項ただし書を削り、同条第五項中「（第二項において準用する場合を含む。）」を「及び第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十八条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

附則第九条第二項中「前項」を「前二項」に、「第十三条第五項及び第二十四条第五項」を「第十三条第六項及び第二十四条第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項本文に規定する場合以外の場合及び同項ただし書に規定する場合は、新告示第十三条及び第二十四条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

期　間	率
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日以後一年間	九十パーセント
内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間	八十パーセント

附則第九条に次の一項を加える。

4　新告示第十三条第一項第二号及び第二項第二号並びに第二十四条第一項第二号及び第二項第二号並びに第一項の表の平成二十一年三月三十一日以後一年間の項及び第二項の表の内部格付手法又は先進的計測手法の承認を最後に得た日から一年を経過した日以後一年間の項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「以後一年間」とあるのは、「以後」とする。

附則第十二条第一項中「平成十九年三月三十一日以後三年間において、居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する際には、新告示第百九十三条第一項」を「居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における新告示第百九十三条第一項の適用については、当分の間、同項」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

○金融庁・農林水産省告示第七号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の施行に伴い、租税特別措置法第八十条の三第一項に規定する農林中央金庫等の業務の健全かつ効率的な運営に資するものとして内閣総理大臣及び農林水産大臣が定める基準（平成十八年三月三十一日金融庁・農林水産省告示第六号）は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年三月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範

農林水産大臣　赤松　広隆

○総務省告示第百十三号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第六十六項から第六十八項までの規定に基づき、平成十九年総務省告示第二百八十七号（地方税法施行規則附則第六条第百三項から第百五項までに規定する総合通信局長の行う証明に関する手続を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

第一条中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第三十九項」に、「附則第六条第八十六項から第八十八項まで」を「附則第六条第八十六項から第六十八項まで」に改める。

第二条第三項中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第三十九項」に改める。

第三条中「附則第六条第八十六項から第八十八項まで」を「附則第六条第六十六項から第六十八項まで」に改める。

別表第一号中「附則第６条第86項から第88項まで」を「附則第６条第66項から第68項まで」に改める。

別表第三号中「附則第六条第八十六項」を「附則第六条第六十六項」に改める。

別表第四号中「附則第六条第八十七項及び第八十八項」を「附則第六条第六十七項及び第六十八項」に、「附則第六条第八十七項第二号ロ」を「附則第六条第六十七項第二号ロ」に、「附則第六条第八十七項第二号イ又は第八十八項第二号イ及びハ」を「附則第六条第六十七項第二号イ及びハ」に、「同条第八十七項第二号イ又は第八十八項第二号イ若しくはハ」を「同条第六十七項第二号イ又は第六十八項第二号イ若しくはハ」に、「附則第六条第八十八項第二号ロ及びハ」を「附則第六条第六十八項第二号ロ及びハ」に、「附則第六条第八十七項第二号又は第八十八項第二号イ及びロ」を「附則第六条第六十七項第二号イ及びロ」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の平成十九年総務省告示第二百八十七号の規定によりされている証明申請書の提出は、この告示による改正後の平成十九年総務省告示第二百八十七号の規定によりされている証明申請書の提出とみなす。

○総務省告示第百十四号

平成二十一年総務省告示第二百十二号（租税特別措置法第十一条の四第一項及び第四十四条の四第一項の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件）は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

○総務省告示第百十五号

平成十一年郵政省告示第八百二十号（租税特別措置法施行令第五条の十四第三項に規定する総務大臣の行う認定に関する手続を定めた件）及び平成十一年郵政省告示第八百二十一号（租税特別措置法施行令第二十八条の九第五項及び第三十九条の五十二第五項に規定する総務大臣の行う認定に関する手続を定めた件）は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

○総務省告示第百十六号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第七十三項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百九号（地方税法施行規則附則第六条第九十四項に規定する総合通信局長の行う証明に関する手続を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

第一条中「附則第十五条第五十八項」を「附則第十五条第四十四項」に、「附則第六条第七十三項」を「附則第六条第七十三項」に改める。